

太田市自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月19日

太田市長 清水 聖 義

太田市条例第9号

太田市自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例
太田市自転車等駐輪場条例（平成18年太田市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条の表太田市治良門橋駅前自転車等駐輪場の項を削る。

別表太田市治良門橋駅前自転車等駐輪場の部を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。